

報告第13号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 事業名 上芽室地域集会施設再整備事業
- 2 事業場所 上芽室南3線16番地
- 3 契約金額 変更前 91,300,000円
変更後 93,280,000円
- 4 契約の相手方 上芽室地域集会施設再整備事業受注コンソーシアム
代表企業 帯広市公園東町1丁目6番地1
株式会社創造設計舎
代表取締役社長 太 田 豊
- 5 契約期間 自 令和6年6月24日
至 令和7年3月19日
- 6 事業概要 上芽室地区の地域集会施設を、旧上芽室保育所の改修により再整備するもの。基本・実施設計及び建設工事（工事監理を含む。）を実施する。
- 7 変更内容 アスベスト含有建材の撤去工事費・処分費の追加
令和7年2月7日 専決処分

説 明

上芽室地域集会施設再整備事業について、工事請負契約書第44条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。